第1章 ハローワーク (公共職業安定所) からのお願い

事業所の雇用保険の事務担当者の皆さま方には、雇用されている労働者の方の雇用保険にかかわる手続や労働保険料の納付をはじめ、さまざまな事務手続をお願いすることとなりますので、この冊子を、積極的かつ有効にご活用いただき、制度の円滑な運営についてご理解いただくとともに、適切な届出にご協力をお願いいたします。

この冊子を作成するに当たって、できるだけ分かりやすく、説明漏れのないように心掛けましたが、ご不明な点などがありましたら、事業所を管轄するハローワーク(公共職業安定所)までお問い合わせください。

1 雇用保険関係におけるオンライン・システムによる事務処理

雇用保険関係の事務処理は、全国をオンラインで結ぶ「ハローワークシステム」により、各種届出書類の内容をそのまま機械(OCR)で読み取り処理を行っています。

雇用保険関係の各種届出について、とても便利な電子申請を利用する事業主の方が 年々増えていますので、<u>来所による届出・申請をされている事業主の皆様は、是非、便</u> 利な電子申請の利用をご検討ください(詳細は219ページ参照)。

- ◇ 電子申請なら、24 時間、365 日、いつでも申請可能です。
- ◇ 電子申請なら、窓口での提出のように、待ち時間がかかりません。
- ◇ 電子申請なら、来所する手間も、郵送費用もかかりません。
- ◇ 電子申請なら、個人情報の持ち運びがなく、情報管理の安全性が高まります。

雇用保険手続においては、個人情報を取り扱いますので、個人情報漏洩リスクの高まる郵送による提出はご遠慮いただきますようお願いします。

※やむを得ず郵送による場合は書留等の記録付郵便により、返信用封筒(書留等の記録付郵便によることとした場合の切手を貼付の上、宛名を記載)を同封いただくようお願いします。

なお、ハローワークにおいては、雇用保険適用窓口(※)の来所による受付を16時までとし、16時以降は電子申請による申請・届出の集中処理を行うこととしています。 (※)事業主などが行う申請・届出(事業所・被保険者関係手続、雇用継続給付関係手続)が対象となります。16時を過ぎてお持ちいただいた場合、即時処理ができませんのでご了承願います。

2 届出書類の記載方法などの注意事項

雇用保険の各種届出書類は、機械(OCR)に直接読み取らせて処理を行いますので、 □□□□の記入枠の部分は、鉛筆(HB程度)を使用してください。

それ以外の部分はボールペン・ゴム印等を使用してください。

文字は標準字体のカタカナ、アラビア数字、「一」記号(長音またはハイフン)を使用し、枠からはみ出さないようになるべく大きく、丁寧に書いてください。「ッ」などの促音、「ャ」などの拗音も、大きく書いてください。

濁点、半濁点は、1文字と同様に取扱い、また、「ヰ」「ヱ」の場合には、それぞれ「イ」「エ」を使用してください。

例 札幌→世 ツ ホ ゜ロ 東京→ト ウ キ ョ ウ

静岡→シ ス [] 才 カ 兵庫→ヒ ョ ウ コ []

生年月日や被保険者となった年月日等を記入する際、年、月、日が1桁の場合は「0」を付け加えて、必ず2桁で記入してください。

これにより、年月日の記入は常に6つの枠を埋めることとなります。

例 令和7年 9月1日 →0 7 0 9 0 1

令和7年12月5日 →0 7 1 2 0 5

書き損じたときは、消しゴムで跡が残らないようにきれいに消し、正しい文字を記入してください。

用紙は、なるべく折り曲げないようにし、やむを得ない場合には、折り曲げマーク (届出書類の左右両端に印刷されている▼ ▼) の位置で折り曲げてください。

また、用紙は汚さないようにしていただくとともに、ホチキスでとめたり、とじ穴をあけたりしないでください。

3 ハローワークからお渡しした届出書類等の保管

被保険者に関する届出が行われると、ハローワークは、その者の氏名や生年月日、被保険者番号、事業所番号などが印字された、次回の手続時に必要な用紙をお渡しします (例えば、「雇用保険被保険者資格喪失届」「高年齢雇用継続給付支給申請書」など。)。 これらの用紙は、以下の点に注意して、大切に保管してください。

- ① ホチキスでとめたり、とじ穴をあけたりしない
- ② 折り曲げない。また、角についても折り曲がらないようにする
- ③ 汚さない
- ④ 湿気の多い場所には置かない
- ⑤ 直射日光に当たらないようにする

また、雇用保険の適用に関するその他の用紙についても、未使用のものも含め上記に 準じて大切に保管してください。

雇用保険関係の書類は、完結の日(届出等をした日)から次の期間は保管してください。

被保険者に関する書類・・・・・・・・4年

労働保険に関する書類・・・・・・・・3年

その他雇用保険に関する書類・・・・・・2年

(雇用保険法施行規則第 143 条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第 72条)

第2章 雇用保険の適用について

1 適用事業とは

労働者を1人でも雇用する事業は、その業種や事業規模のいかんを問わず、すべて適 用事業となります。

ただし、農林水産の事業のうち一部の事業は、当分の間、任意適用事業(暫定任意適用事業)とされています。

2 暫定任意適用事業とは

個人経営の農林水産業(農業用水供給事業、もやし製造業を除く。)で、雇用している労働者が常時5人未満の事業は、暫定任意適用事業となります。

ただし、暫定任意適用事業の事業主であっても、雇用する労働者の2分の1以上が加入を希望するときは、労働局長に任意加入の申請を行わなければなりません。認可された場合は加入に同意しなかった労働者も含め、すべて被保険者となります。

3 適用の単位

雇用保険は、経営組織として独立性をもった事業所単位で適用されます。支店や工場などでも、人事、経理、経営管理などの面である程度独立して業務を行っていれば個々に手続を行います。

独立性のない支店等の場合は、ハローワーク(公共職業安定所長)の承認を受けて本 社等で一括して手続を行うことになります。

4 労働保険の適用のしくみ

労働保険は事業を単位として適用となりますが、事業の種類により一元適用事業と、 二元適用事業に区分され、次のように加入手続や保険料の申告・納付先が異なります。

(1) 一元適用事業とは

労災保険の保険関係と雇用保険の保険関係を一つの保険関係として取り扱い、保険料の申告納付等を両保険一本で行う事業で、二元適用事業以外のすべての事業がこれに該当します。

(2) 二元適用事業とは

労災保険の保険関係と雇用保険の保険関係を別々に取り扱い、保険料の申告納付等を、それぞれの保険関係ごとに別々に行う事業で、次に該当するものです。

- ① 都道府県および市町村ならびにこれらに準ずるものの行う事業
- ② 農林水産の事業
- ③ 建設の事業
- ④ 港湾労働法の適用される港湾(東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港、 関門港)において港湾運送の行為を行う事業

第3章 適用事業所についての諸手続

雇用保険の適用事業所が行わなければならない手続は「雇用保険法」と「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」の2つの法律に定められています。

したがって、適用事業所についての提出書類は、雇用保険の(事業所及び被保険者に関する)提出書類と、労働保険の(保険料に関する)提出書類の<u>両方を提出しなければ</u>なりません。

また、労働保険の手続については、事業所の事業内容(一元適用事業であるか二元適用事業であるか)によって提出先と提出書類が異なりますのでご注意ください。

なお、雇用保険に関する各種提出書類については、ハローワークにて配付しているほか、ハローワークインターネットサービスからダウンロードできます。詳しくは、下記でご確認ください。各種提出書類を印刷する場合は、A4の白色用紙に等倍(倍率 100%)で印刷してください。

ハローワークインターネットサービス 帳票一覧 検索

(https://hoken.hellowork.mhlw.go.jp/assist/001000.do?screenId=001000&action=initDisp)

1 事業所を新たに設置したとき

(1) 労働保険関係

- · 提出書類·····**「労働保険保険関係成立届」**
- ・ 提出期日・・・・・保険関係が成立した日の翌日から起算して10日以内
- 提出先・・・・・・次の①または②のとおり
- ① 一元適用事業の場合は、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署へ提出して ください。
- ② 二元適用事業の場合は、雇用保険は事業所の所在地を管轄するハローワーク、労 災保険は事業所の所在地を管轄する労働基準監督署へ提出してください。
- · 提出書類······**「労働保険概算保険料申告書(納付書**)」
- ・ 提出期日・・・・・・保険関係が成立した日の翌日から起算して50日以内
- ・ 提出先・・・・・・・・・次の①または②のとおり
- 持参するもの・・・添付書類については各提出先にご確認ください。
- ① 一元適用事業の場合

<u>黒色と赤色</u>で印刷された申告書(納付書)を、労働局、労働基準監督署又は金融機関へ申告、納付してください。

② 二元適用事業の場合

雇用保険は<u>ふじ色と赤色</u>で印刷された申告書(納付書)を労働局または金融機関へ、労災保険は<u>黒色と赤色</u>で印刷された申告書(納付書)を労働局、労働基準監督署または金融機関へ申告、納付してください。

持参するもの・・添付書類については各提出先にご確認ください。

(2) 雇用保険関係

- · 提出書類······「雇用保険適用事業所設置届」
- ・ 提出期日・・・・・・適用事業に該当(労働者を雇用する事業を開始)した日の翌日 から起算して10日以内
- ・ 提出先・・・・・・・・事業所の所在地を管轄するハローワーク
- 持参するもの・・・次の①~③(②は、原則として登記事項証明書)
- ① 「労働保険保険関係成立届」事業主控
- ② 登記事項証明書(法人事業所の場合、雇用保険適用事業所設置届に法人番号が 記載されている場合は省略可能)、事業許可証、工事契約書、不動産契約書等 なお、事業所の所在地が登記されたものと違っている場合は、公共料金の請求 書、賃貸借契約書等の所在地が明記されている書類が別途必要です。

また、必要に応じて、事業実在の確認のため書類の追加依頼や実地調査を行う場合があります。

- ③ 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿(タイムカード等)
- ・ その他の手続・・・・・雇用保険被保険者資格取得届(または雇用保険被保険者転 動届)を設置届と同時に提出してください。

【参考】 労務関係の帳簿等について

法令により調製が義務づけられたもの、雇用管理や給与計算に必要なもの等があります。詳細は労働基準監督署へお問い合わせください。

- 労働者名簿(労働基準法第107条)
 - 氏名·生年月日·住所
 - 雇入れ年月日
 - 解雇又は退職の年月日及びその事由
 - 従事する業務の種類
- など
- 出勤簿又はタイムカード
- 社会保険や労働(労災・雇用)保険の各種手続の事業主控

- 賃金台帳(労働基準法第108条)
- 賃金総額と各種控除額
- 基本給と諸手当の内訳
- 賃金計算期間
- 労働日数・時間数 など
- ★ 就業規則・給与規定(労働基準法第2条、第15条、第89条)
- 労働条件通知書(雇入通知書) (労働基準法第 15 条)又は雇用契 約書

労働保険保険関係成立届の記入例

「労働保険番 号」

この届を提 出するハ ローワー ク、または 労働 基準 監督署で 記入しま すので記 入しない でくださ い。

該当事項を○で囲み、※印のついた欄又は記入枠には記入しない。記入すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には

②「保険関係成 立年月日」

・⑥欄の年月日 を記入して ください。

20「雇用保険被 保険者数」

⑦欄の一般・ 短期と日雇 との合計人 数を記入し てください。

※すでに継続事業の一括の認可を受けている事業主の場合は、法人の場合は本社所在地及び名称を、個人事業の場合は東 様式第1号(第4条、第64条、附則第2条関係)(1)(表面) 提出用 〇:保険関係成立届(継続)(事務処理委託届) |:保険関係成立届(有期) 2:任意加入申請書(事務処理委託届) 令和6年4月8日 ① 性所又は 千代田区霞が関 事 所 卒 壊 1-X-X 31600 ^{比名又は} 名 株式会社カスミ商店 中央 労働基準監督署長 mess 100-XXXX 千代田区霞が関1-X-X 体的に記入する。製品名等の事業の内容を具製造工程又は作業内容及び 03 -XXXX- XXXX • 株式会社力スミ商店 チョタ 0 0 - × × × × カスミカ・セキ 食料品・日用品等の販売 個人事業の場合は事業主の住所及び氏名を記入する 卸売業・小売業 労 災 保 険 (ロ) 雇用保険 (労災) 6年4月 千代田区 保 険 関 係 成立年月日 6年4月1日 9人 人 (無用) (羅用) 6年 一般·短期 口屋 34,095 霞が関 ³⁾質金総額 の見込額 千円 短期雇用特例被保険者数の合計を記入する その年度における一か月平均雇用保険被保険者数のうち一般被保険者数と 1 - × -一括にかかる指定事業の所在地及び名称を記入する 賃金総額の見込額を記入する 保険関係が成立した日から保険年度末までの期間に使用する労働者にかかる シキカ 0安託事務内容 カスミショウテ 月 日 ① 事業開始年月日 ② 事象廃止等年月日 建設の事業 の請負金額 03-xxxx-xxx 立木の伐採の事業 の素材見込生度量 立方×− >2 株式会社 カスミ商店 ものをいう。)を記入する。 その年度における一日平均使用労働者数 9-06-04-013 1 0 3 9 事業主氏名(法人のときはその名称及び代表者の氏名) 株式会社 カスミ商店 (延使用労働 代表取締役 千代田カスミ 6000012070001 法人番号(国税庁から通知される 13桁の番号)を記入してください。 個人事業主の場合は、13桁すべ てに[0]を記入してください。

①18(19(20)「事業所」

を所定労働日数で除した

- ・実際の事業を営んでいる所在地を記入してください。
- ・個人の場合は屋号のほか事業主の氏名を記入してください。
- ・<カナ>には、カタカナと「一」のみを使用し、英字はカタカナに置き換えて読みやすいよう適宜区分して記入してください。
- ・<漢字>には漢字・ひらがな・カタカナの他、英字にて正しく記入してください。

労働保険概算保険料申告書(一元適用事業)の記入例

株式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1) 金総額の見込額を、1・000円未に保険関係成立の日から保険年度末に関いている。 (1) 保険料算定基礎額の見込額 | 編 靉0123456789 經算·增加概算·確定保険料 _{申告書} ①「労働保 継続事業 ③「法人番号」 第3片 [世人に当たっての注意等項] をよく飲んでから伝入して下さい。 OCR枠への配入は上配の「標準字体」でお願いします。 なお、(ロ) 及び(水) に配入した場の保険料算定基礎額の見込額に、(A) _除 一般拠出金 その額を (一括有期事業を含む。) ・法人番号 険番号」 提出用 (国税庁か •「労働保険 32700 **令和**6年 **4**月 15日 ら通知され 保険関係 あて先 〒 る13桁の 成立届工 番号) を記 を労働基 - 000円未満の端敷を切り捨てて配入します。 | ののの円未満の端敷を切り捨てて配入します。 入してくだ に記入した場合はその合計額を 準監督署 さい。 に提出す 1 0 8 g g 個人事業主 労働保険特別会計成人数収官政 ると労働 ようにし、 の場合は、 Я Ø 確定保険料算定内訳 保険番号 分 13桁すべ が割り振 やむをえない場合には折り曲げて 労働保険料 てに「0」を られます 労災保険分 記入してく ので、そ ださい。 雇用保険分 の番号を 記入して (u) 23「保険関係 くださ 令和7年3月31日 ④振算・増加振算 令和6年4月1日 響 0 又は 成立年月 い。 ーク▶の所で折り曲げて下さい。 (水)山 労働保険料 日」 のどちらか **未満の端数を切り捨てて記入します。** 34095 1022853 「労働保険 労災保険分 保険関係成 308802 4786408 雇用保险分 立届」の⑥ 一方に配入した場合は 欄の日を記 入してくだ (A) 下さい さい。 49申告资概算保険料額 (3)申告済経算保險料額 ②対加級算保険料額 (③の(イ)−69) を期の約付額を記入します。なお各期約付額は次の を期の約付額を記入します。なお各期約付額は次の を別のの対例に記入し、端数のなくなった額(2期分、 の構造があるときは、その端数を1期に加算して の構造を設入します。なお各期約付額は次の (ハ) 不足額 6000012070001 (A) - (D) X (B) + (A)) (水)一卷铜冶金完白棚 580,925 580.925 (リ)労働機能が必当機 (月) 第2期始 ((内) = (円)) 卸売業・小売業 所 第 期 (ツ) 第3期前分類 ((ル) - (ブ)) には、保険料の納付回数を配入します。 係のみ成立している事業にあっては20万円)以上で、 のときは延納は認められません。なお、延納する場合、9は3回、6月1日から9月30日までのときは2回となり、 Ø 納付すべき概算保険料が40万円 延納の方法は、保険関係成立の日が4月1 延納の申請 ⑥特長事業 (イ)繁当する (②) 数当しない 100-XXX 03) XXXX の粗」を切の納付回数で除し、 (イ)住 所 (単分のを連絡) 東京都千代田区電が関 1-X-X 東京都千代田区霞が関1-X-X (イ)所在地 (口)名 彩 株式会社カスミ商店 (口)名 称 株式会社カスミ商店 **納付額は次のようにして算出します。** (2期分、3期分に加算して「②欄の (ハ)氏 名 代表取締役 千代田カスミ (住人のとおは) 代表者の工名) 作 成 年 月 日 後 出 代 行 者 事務代理者の第 名 電話番号 労務士 (労災保険又は雇用保険に係る保険関 記載欄 その額に1円又は2 き り と り 糠(1枚目はきりはなさないで下さい。) 日から5月31日までのとき 領収済通知曹⑪ (労働保険) (国庫金) (ELX 80) ¥ O I 2 3 4 5 6 7 8 9 ②「特掲事業」 30840 、2期、3期の額り、10月1日以降 ・「特掲事業」に あたる事業 1 3 1 0 1 3 0 4 7 1 1 - 0 0 0 🖣 1 翌年度5月1日以降 现年度能入組入 は(イ)を〇 ¥580925 で囲み、それ 26 以外の事業 納付の目的 25)「事業又は 加入している労働保険 は(口)を〇 令和 作業の種 06 4 1 ... で囲んでく ¥580925 納 付 額 (合計額) (生)的〒100-XXXX 類」 を記入します 23 保険関係が成立した年月日の保険関係成立年月日」個 ださい(特掲 事業内容や 東京都千代田区霞が関1-X-X 2. 雅加概第…1 2. 料率81上…2 あて先 事業に該当 作業の種類 領収日付等 〒 102-8307 する事業は ※ 株式会社カスミ商店 を具体的に 千代田区九路南 1-2-1 77 ページ参 記入してく

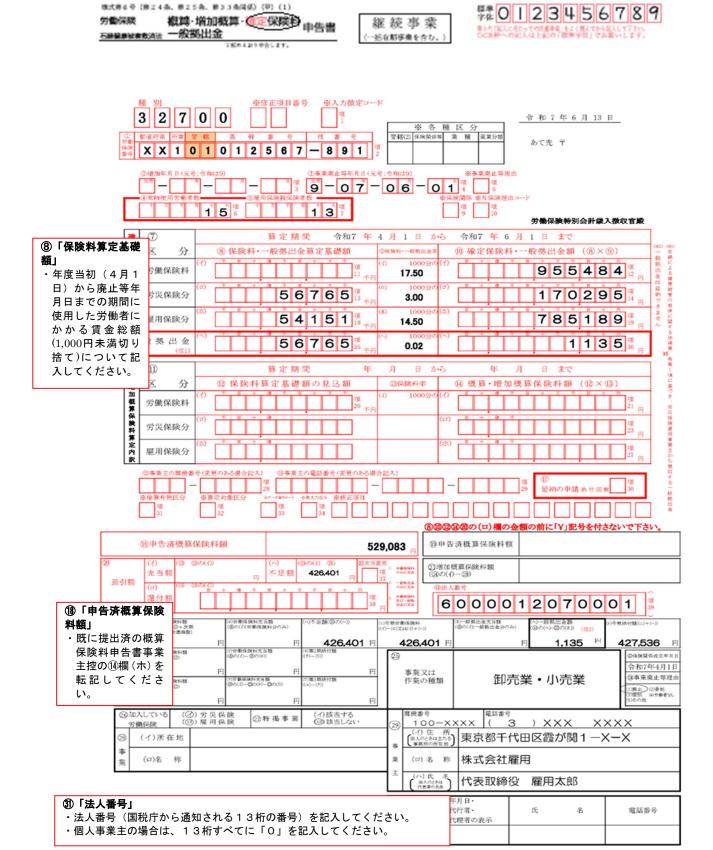
納付の場所 日本銀行(本店・支店・代班店又は象入代班店) 、 所需都港市外労働局、所轄労働基準監督領

照)

九段第3合同庁舎12階

ださい。

労働保険確定保険料申告書の記入例



雇用保険適用事業所設置届の記入例

			1 「法人番号(個人事業の場合は記入不要で
雇用保険適用事業所設置届 帳票種別 1.法人番号(個人事業の場合は記入不要です。)	※ 事業所番号	真を読んでから	・法人番号(国税庁から通知される13桁の者 ・ 号)を記入してください。
12001 99999999999992.事業所の名称 (カタカナ)	令和 6年	4月	2 畢業所の名称(カタカナ)」
加フ		케싱 ¬ㅡ	記入してください。 ・記入欄に余裕がある場合は、読みやすいよう。 宜区分して記入してください。
		IJ 1	- 個人の場合は屋号のほか事業主の氏名を記してください。 例 テキョウ ショウテン
株 式 会 社 雇 用 保 険 池 袋 支 =業所の名称 (続き (漢字))	店 _	J	一 センイン クニヒロ
4. 郵便番号]	3 「事業所の名称 (漢字)」 ・漢字、カタカナ、ひらがな及び英数字により 瞭に記入してください。
			5「事業所の所在地(漢字)」 1 行目
5. 事業所の所在地(漢字)※市・区・郡及び町村名 豊 島 区 東 池 袋			・都道府県名は記入せず、特別区名、市名又は 名とそれに続く町村名を左詰めで記入して ださい。
■ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★			「事業所の所在地(漢字)」2行目 ■ 丁目及び番地のみを左詰めで記入してくだ
6. 事業所の電話番号(項目ごとにそれぞれ左詰めで記入してください。) ③ ③			L ₀
7. 設置年月日	001234 apræs	枝番号	7 「設置年月日」 ・雇用保険の適用事業になった年月日を記入 てください。(労働保険保険関係成立届の⑥)
※ 公共職業安定所 10. 事業所区分 11. 產業分類 記 載 欄 (1 当然) (1 個別) (2 母能)	/1 日雇被	保険者 事業所	「成立年月日(雇用)」と同じ。)
(フリガナ) トウキョウトチョダクカスミガセキ	17. 常時使用労働者数		労働保険保険関係成立届を労働基準監督署
13. 住 所 (171 ID PS [C. 173 35 IN II] SA	- 般	提出する事業所は、事業主控えに記載される 労働保険番号を記入してください。
(フリカナ) カフシキカイシャ コヨウホケン *** 株式会社 雇用保险	18. 雇用保険被保険者数	日雇	0 A
(フリガナ) ダイヒョウトリシマリヤク コヨウ タロウ		賃金締切日	15 日
主 氏 名 (法人のときは代表者の反名) 代表取締役 雇用 太郎	19.賃金支払関係	賃金支払日	当・翌月 25 日
14. 事業の概要 (漁業の場合は漁転の) (地トン目を記入すること)	20.雇用保険担当課名		総務課総務係
15. 事 業 の 令和 6 年 4月 1日 ※事 業 の 令和 年 月 日	21.社 会 保 険 加	入状況	健 毛 染検 厚 生学 金保険 労 災 除険
	課 係 長	係	操作者
(この届出は、事業所を設置した日の翌日から起算して18日以内に提出してください。)			2021. 9
※ 裏面も忘れずに記入してください			

N4	一一のは他のあっ	労働保険事務	8組合記載#	ij		
1		所在地				
1777	100	名 称				
_ (///	銀行	代表者氏名				
		委託開始	令和	年	月	H
	THE AAR III	委託解除	令和	年	月	日

2 事業所の所在地、名称、および事業主の住所、名称、氏名、事業の種類に変更があったとき

(1) 労働保険関係

- · 提出書類······**「労働保険名称、所在地等変更届」**
- ・ 提出期日・・・・・・変更のあった日の翌日から起算して10日以内
- ・ 提出先・・・・・・・・・・次の①または②のとおり
- ① 一元適用事業は、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署へ提出してください。
- ② 二元適用事業は、雇用保険は事業所の所在地を管轄するハローワークへ、労災保険は事業所の所在地を管轄する労働基準監督署へ提出してください。
- 持参するもの・添付書類については各提出先にご確認ください。

(2) 雇用保険関係

- · 提出書類······「雇用保険事業主事業所各種変更届」
- ・ 提出期日・・・・・・変更のあった日の翌日から起算して10日以内
- 提出先・・・・・・・事業所の所在地を管轄するハローワークへ提出してください。
- ・ 持参するもの・・・原則、添付書類は不要ですが、内容確認のため、以下の書類の 添付を求めることがあります。

(登記事項証明書(法人事業所の場合、雇用保険事業主事業所各種変更届に法人番号が記載されている場合は省略可能)、事業許可証、他の行政機関への提出済書類(控)等、変更の事実が確認できる書類)

※ 法人の場合、法人の代表者の変更のみの時は届出の必要はありません。

事業所の所在地が変更となった場合は、以下にご注意ください!

① 一元適用事業

移転後の所在地を管轄する労働基準監督署へ「労働保険名称、所在地等変 更届」を提出した後、移転後の所在地を管轄するハローワークへ、その控を 添えて「雇用保険事業主事業所各種変更届」を提出してください。

② 二元適用事業

雇用保険については、移転後の所在地を管轄するハローワークへ「労働保険名称、所在地等変更届」、「雇用保険事業主事業所各種変更届」を、労災保険については、移転後の所在地を管轄する労働基準監督署へ「労働保険名称、所在地等変更届」を提出してください。

労働保険名称、所在地等変更届の記入例

様式第2号 (第5条関係) 提出用 労働保険 名称、所在地等変更届 令和6年 4_月 1_日 3 1 6 0 4 住所又は台東区東上野 労働基準監督署長 公共職業安定所長 所 在 地 3 -X X 業主主 名 取 は 名 取 は 名 取 は 名 取 は 名 取 は 名 取 は 名 取 は 名 取 か 所 ^{郵便番号} 110-XXXX 1 3 1 0 3 2 9 6 8 7 2 - 0 0 0 変 在 台東区東上野 3 -X-X ② 地 電話番号 03-3828-XXXX 番 タイトウク 「変更後の事業所」 イケノハタ 更業名 変更事項のみ記 入してください。 称 2 - X - X ・<カナ>には、カタ カナと「一」のみ 事業 を使用し、英字は カタカナに置き 更 換えて読みやす 台 東 区 いよう適宜区分 年 月 日から 事業 して記入してく 池之端 年 月 日まで 期間 ⑤ 住所又は 台東区池之端 0 -<漢字>には漢字・ 2 X 事所 在 地 2-X-X ひらがな・カタカ 事 業氏名又は称 ナの他、英字にて 正しく記入して ^{郵便番号} 110-△△△△ 所 台東区池之端2-X-X ⑥ 地 常話番号 03-8261-XXXX 番 ⑦「事業の種類」 は 事業内容が変更 業名 になった場合、 後 保険率が変更 称 8 2 6 X X X X0 3 されることが あるので具体 事業 的に記入して 種類 氏 変更理由 所在地移転のため ①事業終了予定年月日(元号:令和は9) 元号 年 月 9 - 0 6 - 0 4 - 0 1 府 県 所掌 管轄(1) 府 県 所掌 管轄(1) _{住所}台東区池之端 2-X-X 株式会社〇〇〇〇 氏名 代表取締役 ○○○○ (法人のときはその名称及び代表者の氏名)

ださい。

ください。

ください。

雇用保険事業主事業所各種変更届の記入例

•	雇用保険事業主事業	所各種変更届	(必ず第2面の注意事項を読んでから記 ※ 事業所番号	敬してください。〉 ■	
帳 學種別	»1. g y	5-06 ***	日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	2 「 変更年月日」3 「事業所 ・「 O 」も省略せず、枠すっ	
3. 事業所番号 4 9 0 0	-123456-7	4. 設置年月日	【 O O 【 (3 附和 4 平成 5 令和) t' _@	
●下記の5~	11欄については、変更がある事項のみ	記載してください。	я в	機 で 低 理 し	
	事業の場合は記入不要です。) 9 9 9 9 9 9 9 9 9			# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	
・変更事項のみ記 _{の名称(}	^{カℊカナ)} ╬╊	ケレーミタカ		き な い よ	
- <カナ>には カタ ーーー				たしてくだ	
を使用し、英字は カタカナに置き ^{の名称(}				5 法人番号 (個人事業の ・法人番号 (国税庁から	
換えて読みやす 式 会	☆ 社 雇 用 保 険 *** (漢字)]	三鷹支店		号)を記入してください	
して記入してく				6 および 7 「事業所の名称 業所の所在地」、10 「事業	
ださい。 ・<漢字>には漢字・	10. 事業所の電 0 4 2	話番号 (項目ごとにそれぞれ 2	は左結めで記入してください。)	・変更事項のみを記入しただし、事業所の所在	
ひらがな・カタカ の所在地 ナの他、英字にて 鷹 「		市内局番	1	は、変更となった所在しない。	
正しく記入して の所在地 の所在地	- (漢字) 丁目・番地			ц <u> </u>	
事業所の所在地				11「労働保険番号」 ・所在地移転・事業内容の	変再等により労働保険
				番号が変更になったとただし、他のハローワ	き記入してください。
11. 労働保険番号		※ 12 公共職業安定所 記 载 欄	. 設置区分 13. 事業所区分 14. 產業 (1 当然) (1 個別) (2 委託)	たたし、他のバローグ た場合は、変更がなく [*]	
育県 万字 管8 (フリガナ 変 住 下)	18.		·	
15. 東 第 (フリガナ 名 オ)	(フリガナ) トウ	キョウトシンジュククニシシンジュク		
事 (フリガナ 氏 (⁽²⁾ (⁽²⁾		変更前の事業所の所在地 本 - 20.事 業 の 開始年月日 年	A 68753736743556 4 587567455 -	DF 校 DF 全保険 DF 検	
(RR # 0.2 6		※事業の 21廃止年月日 令和 年	月 日	16「変更後の事業の概要」	
10. 放支板の事業の名	事業所所在地の移転及び事務所名称の変	22.常 時 使 用 労 働 者 数	30 人 被保険者数 日	・事業内容が変更になった 内容を具体的に記入して	
17. 変 更 の 理		23.雇用保険担当課名	総務 課 26.頁 金	(抗日 ⑤ 翌月 25 日	
備考	※ 所 長	次 長 長	係長	操 作 者	
(この脳出は、変更の	あった日の翌日から起算して18日以内に提出してください。			2021. 9	
※ 裏面も忘れ	ずに記入してください				
27. 最寄り	の駅又はバス停から事業所への道順	r. U	労働保険事務組合記載欄		
N4		4:	所在地		
1	1777		名 称		
1. 1	00 銀行		代表者氏名		
			委託開始 年	月日	
·)_			委託解除 令和 年	月旦	
上記のと	おり届出事項に変更があったので届けます。 公共職業安定所長 殿	令和	年 月 日	_	
	公共城未安定所長 殿 事業主	住 所名 称			
社会保険 労 務 士 記 轍 欄	木森 年月日 - 選出代代者 - 春春代理者の政府 氏 名	氏 名			

3 事業を廃止・休止したとき、または雇用する労働者がいなくなったとき

(1) 労働保険関係

- · 提出書類······**「労働保険確定保険料申告書(納付書**)」
- ・ 提出期日・・・・・・・事業を廃止した日の翌日から起算して50日以内
- ・ 提出先・・・・・・・・次の①または②のとおり
- ① 一元適用事業は、<u>黒色と赤色</u>で印刷された申告書(納付書)を、労働局、労働 基準監督署又は金融機関へ申告、納付してください。
- ② 二元適用事業は、雇用保険は<u>ふじ色と赤色</u>で印刷された申告書(納付書)を労働局又は金融機関へ、労災保険は<u>黒色と赤色</u>で印刷された申告書(納付書)を労働局、労働基準監督署又は金融機関へ、それぞれ申告、納付してください。
- 持参するもの・・・添付書類については各提出先にご確認ください。

(2) 雇用保険関係

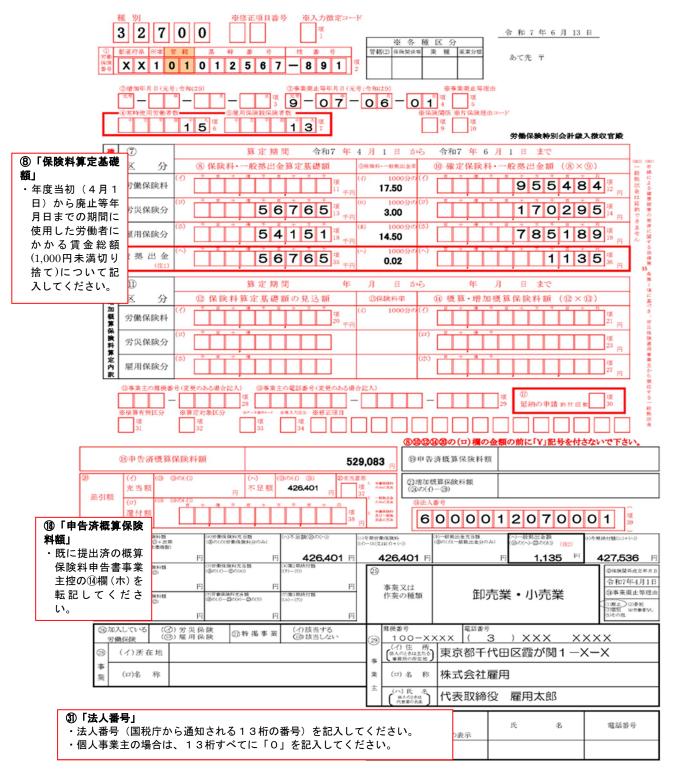
- · 提出書類······「**雇用保険適用事業所廃止届**」
- ・ 提出期日・・・・・・・・・廃止した日の翌日から起算して10日以内
- 提出先・・・・・・・・・事業所の所在地を管轄するハローワークへ提出してください。
- ・ 持参するもの・・・・・登記事項証明書(法人事業所の場合、雇用保険適用事業所廃 止届に法人番号が記載されている場合は省略可能)、閉鎖謄本、 労働者名簿、出勤簿など廃止の事実が確認できる書類
- ・ その他の手続き・・・雇用保険被保険者資格喪失届および雇用保険被保険者離職 証明書を同時に作成し、提出してください。

以下のいずれかに該当する場合も、事業所廃止届をご提出ください!

- ① 事業は継続しているが、雇用する被保険者が「0人」になり、被保険者になる労働者を雇用する見込みがないとき。
- ② 事業を休止し、再開する見込みがないとき。

労働保険確定保険料申告書の記入例





雇用保険適用事業所廃止届の記入例

雇用保険適用事業所廃止届 標準 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9] [_]
 帳票種別 1.法人番号(個人事業の場合は記入不要です。) 1.法人番号(個人事業の場合は記入不要です。) 2.本日の資格 3.法人番号(個人事業です。) 3.法人番号(国税庁かされる13桁の番号) 	」 ら通
3. 事業所番号 4. 設置年月日 してください。 4. 設置年月日 してください。 中 1 5 令和 0 6 0 7 0 7 0 8 0 9 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0	1
5. 廃止年月日 6. 廃止区分 7. 統合先事業所の事業所番号 5. 戶〇70331(4 平成) 1 元号 年 1 1 2 0 2 0 3 0 4 平 5 令和	
8. 統合先事業所の設置年月日	
(フリガナ) トウキョウトハチオウジシコヤスマチ	
事 別 在 地	
所	
10. 府県所学管轄 基幹番号 核番号 11. 事業所の廃止 労働保険番号 49100345678000 11. 廃止理由	
上記のとおり届けます。	
今和 7年 4月 4日	
八王子公共職業安定所長 殿 事業主 氏 名 代表取締役 雇用 太郎	
電話番号 03 -0000 -0000	
(フリガナ)	
公 名	
共 職 届書提出後、事業主が住所を	
業 変更する場合又は事業主に 住 所	
安 定 承継者等のある場合は、その者 (フリガナ)	
安 本 本 体 所 定 承継者等のある場合は、その者 (フリガナ)	
安 定 承継者等のある場合は、その者 所 (フリガナ) の住所・氏名 市 の仕所・氏名 代表者氏名	
安 定 承継者等のある場合は、その者 (フリガナ) 市 の住所・氏名 代表者氏名	
安定所記載欄 (フリガナ) (フリガナ) (代表者氏名 確請番号	
安定所記載 (フリガナ) (フリガナ) (代表者氏名) 配託番号	
安定 承継者等のある場合は、その者 (フリガナ) の住所・氏名 代表者氏名 備 郵便番号 一 備 ※ 所長 長 係 操作者 考 労働保険事務組合記載欄	

4 労働保険料の申告・納付に関係する事務をまとめて処理したいとき

労働保険では、1つの会社でも支店や営業所など個々に申告・納付を行っている ところがありますが、一定の要件を満たす継続事業の場合には、これら個々の労働 保険料の申告納付事務を指定した1つの事業所(指定事業)にまとめて処理するこ とができます。

- · 提出書類······「労働保険継続事業一括申請書」(3枚1組)
- 提出期日・・・・・・申請をしようとする都度すみやかに
- ・ 提出先・・・・・・・・指定を受けることを希望する事業所(本店等)の所在地を管轄 する労働基準監督署(一元適用事業)またはハローワーク(二元 適用事業)
- 持参するもの・・・添付書類については各提出先にご確認ください。

※ 注意 <u>継続事業の一括の取扱いが認められた場合でも、雇用保険の被保険者等</u> の届出手続をする事業所の単位は変更されません。

継続事業の一括認可基準

- ① 指定を受けることを希望する事業 (指定事業) と指定事業に一括される事業 (被一括事業) との事業主が同一であること。
- ② それぞれの事業が継続事業であること。
- ③ それぞれの事業が下記のいずれか1つのみに該当すること。
 - イ 二元適用事業であって、労災保険に係る保険関係が成立している事業
 - ロ 二元適用事業であって、雇用保険に係る保険関係が成立している事業
 - ハ 一元適用事業であって、労災保険及び雇用保険の両保険に係る保険関係が成立している事業
- ④ それぞれの事業が「労災保険率表」による「事業の種類」が同じであること。 と。なお、上記③ロについても、「事業の種類」が同じであること。

労働保険継続事業一括申請書の記入例

式第5号(第10条関係)

労 働 保 険 継 続 事 業 一 括 認 可・追 加・取 消 申 請 書

提出用

中 版 所	-0001	世香号 ③		- 2 6 ½
福岡中央区大名 2-火-22		10-00×1	○ 分表 報用 表	2000年
株式会社安定所		092-7/2	- 6508	
常界所象管轄江東等等等等	9-9993	☆蛇町コード 前4	を登録121 頭 5	回 整理各号
田川市弓削田 18火-1		銀投票号 826-8609 電話電号	□ 情報関係或立証分 分別、雇用 (ロの第一展 シッ軍 用	(分美年版中東による) イク化り名柱・東
**************************************	店		4-8609	
(2) 府 県 所業 管轄(1) 基 幹 番 号 労働 発験 書号	牧 香 号	発型可コード 類 8	寿管部(2) 国 9	0 2025 y
2		死投費号 電話番号	第 保険関係改立区分 170 労美・雇用 100 労 美 レイ屋 用	□ お楽の練問 1労災保険等級による?
存 将 県 所掌 管轄(1) 悪 幹 費 号 労働 業債 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	枝 彩 号	- 報提可コード 	等管轄[2] 	○ 整排資券
3 () () () () () () () () () (那使带号 短斯香号	型保険関係成立民分 (イン労災・雇用 (ロ)労 災 (ハ)雇 用	毎 専業の報告 1労災保険事実による)
② 府 県 所掌 管辖(I) 基 幹 香 号 労働 保険 書号	枚 参 号)[6] (16) (新貨幣 23 	逐 斯朗香号
4 RF FE HE		如便香号 電話香号	選 保険関係或立民分 合分及・服用 ロッ分 英 コペ星 用	電 専権の機能 (労災保険率拠による)
並起可→取消年月日(元号:有和は9) 元号 第二 第二 月 日 東 ※修正項目			東データ指示: 理 2: 1 新規申請 3 選集の申収 4 認可の取	

5 事業主が行うべき事務を工場長、支店長等に代理させるとき、またはその代理 人を解任したとき

- · 提出書類·····「雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任·解任届」
 - ① 一元適用事業は緑色で印刷された書類を使用します。
 - ② 二元適用事業は茶色で印刷された書類を使用します。
 - ③ 届出書類は5枚1組です。
 - ④ この様式は、労働保険・一般拠出金代理人選任・解任届、労働者災害補償保険代理人選任・解任届と一括して記載できるようになっているので、届出書類を作成する必要のない届名は、横線を引き抹消してください。
- ・ 提出期日・・・・・代理人の選任又は解任のあった都度速やかに
- ・ 提出先・・・・・・・雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届は、事業所 の所在地を管轄するハローワーク

労働保険・一般拠出金代理人選任・解任届は、一元適用事業または二元適用事業の労災保険は事業所の所在地を管轄する労働基準監督署、二元適用事業の雇用保険は事業所の所在地を管轄するハローワーク

労働者災害補償保険代理人選任・解任届は、事業所の所在地を管 轄する労働基準監督署

雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届の記入例



施設が適用事業所にあたらないとき 6

雇用保険に関する事務処理は、原則は事業所ごとに行うこととなっていますが、 労働者が役務を提供する場所又は施設(支店、営業所、出張所等)が、次の要件に すべて該当し、独立した事業所と認められないときは、下記の書類を提出して承認 を受ければ、直近上位の主たる事業所(本社、支社等)で、一括して雇用保険関係 被保険者に関する一切の手続を行うことができます。

- 提出書類……「雇用保険事業所非該当承認申請書」(4枚1組) 「事業所非該当承認申請調查書」
- 提出期日・・・・・申請しようとする都度速やかに
- 提出先・・・・・・非該当承認対象施設の所在地を管轄するハローワーク
- ※ 原則として、継続事業の一括の認可を受けている事業所については、事業所非 該当の対象にはなりません。

事業所非該当承認基準

- 人事、経理、経営(又は業務)上の指揮監督、賃金の計算、支払等に独立性がないこと。
- 健康保険、労災保険等他の社会保険についても主たる事業所で一括処理されていること。
- 労働者名簿、賃金台帳等が主たる事業所に備え付けられていること。

雇用保険事業所非該当承認申請書の記入例

雇用保険 事業所非該当承認申請書(安定所用)

1 事業所非該当承認対象施設

①名 称	株式会社 雇用 土浦支店	⑦労働保険料 の徴収の取	労働保険の保険料の徴収等に関する法律 施行規則上の事業場とされているか
②所 在 地	〒 000-0000 土浦市宍塚○-○-△ 電話 (0000) 00-0000	扱い <u>8</u> 労 働 保 険 番 号	いる ・ いない
③施設の設置 年 月 日	令和〇年 4 月 1 日	⑨社会保険の 取 扱 い	健康保険法及び厚生年金保険の事業所とされているかい るいない
④事業の種類	保険業	⑩各種帳簿の 備 付 状 況	労働者名簿 · 賃金台帳 · 出勤簿
⑤従業員数	3 (うち被保険者数 3)	⑪管 轄 公 共 職業安定所	土浦 公共職業安定所
⑥事業所番号		⑫雇 用 保 険 事 務 処 理 能力の有無	有 · 無
⑬申請理由	当該施設は、営業社員のみであり、	人事及び経理上の	独立性がないため

2. 事 業 所

「2. 事業所」

さい。

・上記 1 の施設に係る

事務を行う事業所に

ついて記入してくだ

5 0 0 0 - 1 2 3 4 5 6 - 7 塚従 業 員 数 30 (うち被保険者数 (4)事業所番号 株式会社 雇用 水戸支店 (9)適用年月日 05名 称 平成〇年 4月1日 〒 000-0000 水戸市水府町○△□×一○ ②管 轄 公 共 職業安定所 水戸 公共職業安定所 16所 在 地 電話 (0000) 00-0000 (7)事業の種類 保険業

上記1の施設は、一の事業所として認められませんので承認されたく申請します。 令和 ○ 年 4 月 6 日

公共職業安定所長殿

事業主(又は代理人) 住 所 東京都千代田区霞が関1-2-2

 サイエ (人は1)理人)
 氏名
 株式会社 雇用 代表取締役 雇用 太郎

 (注) 社会保険労務士記載欄は、この届者を社会保険労務士が、 労業士
 社会保険 労業士
 株式会社 雇用 代表取締役 雇用 太郎
 電話番号

	この届書を社会保険労務士が 作成した場合のみ記入する。	
※公:	+ 職業安定所記載欄	
上部	申請について協議してよろしいか。	所長次長課長係長係
調査結果	年月日 ・場所的な独立性 有無・事務処理能力 有・無・経営上の独立性 有・無・その他 を設としての持続性 有・無	-
協	議 先 主管課 ・ 安定所 協	義年月日 年 月 日
下記	のとおり決定してよろしいか。 年 月 日	所長次長課長係長係
ti	8 議 結 果 適 · 否	
	承 認 · 不承認	
		決 定 年 月 日 年 月 日
備		事業主通知年月日 年 月 日
l		主管課報告年月日 年 月 日
考		関係公共職業安定所 年 月 日

⑦9000欄

・該当するものを○で囲んで ください。

18「従業員数」

・⑤欄の人数は含めないでく ださい。

(19)「適用年月日」

・雇用保険の適用事業となっ た年月日を記入してくださ い。

7 事業所関係の届出をしたときにお渡しするもの

(1) 事業所設置届又は各種変更届を提出したとき

ハローワークから、以下の様式(A4版)に印字したものをお渡ししますので、 大切に保管しておいてください。

なお、お渡しする書類に記載されている「労働保険番号」、「雇用保険適用事業所番号」とは以下のとおりです。

① 労働保険番号(14桁)

労働保険番号は、適用事業ごとに定められる番号で、保険料の申告・納付など 労働保険関係の届出書類の提出時に使用する 14 桁の番号です。

(府県) (所掌) (管轄) (基幹番号) (枝番号)

② 雇用保険適用事業所番号

雇用保険適用事業所番号は、雇用保険の適用事業所ごとに定める番号で、適用 事業所設置届を提出したときに付与されます。この番号は、以後事業主が行う雇 用保険関係の届出書類の提出時に使用する11桁の番号です。

(安定所番号) (安定所ごと一連番号)(チェックディジット)

雇	用保険 適 用 事 業 所 設 事業主事業所各種	《 置 届 事業主控 変 更 届	
1. 法人番号 999999999999999999999999999999999999	2. 事業所番号 4900-123456-7	3. 管轄区分	
4. 変更年月日			
5. 事業所の名称 カフ・シキカ・イシャ コヨウホケン 株式会社 雇用保限			
6. 郵便番号 170-8409			
7. 事業所の所在地 豊島区東池袋 3 - 5 -	1 3		
8. 事業所の電話番号 0339878609			
9. 設置年月日 R060606	10. 設置区分 1 [1 当款]		
11. 事業所区分 1 【 1 個別 2 愛班 】	12. 產業分類 67		
13. 労働保険番号 50112345678000			
4.			
is a			

2010.

(2) 事業所廃止届を提出したとき

ハローワークから、以下の様式(A4版)に印字したものをお渡ししますので、 大切に保管しておいてください。

雇用保険適用事業所廃止届事業主控

1. 法人番号 99999999999999	2. 事業所番号 XXXX-XXXXXX-X	3.管辖区分	
4. 事業所の名称 カプジオがイジャ コヨウホヤン ハチン 株式会社 雇用保険 八			
5. 事業所の所在地 八王子市子安町〇 - △ - (<u> </u>		
6. 事業所の電話番号 00-0000-0000			
7. 廃止年月日 R060731	8. 廃止区分		
9. 統合先事業所の事業所番号	10. 統合先管轄区分		
ı			
市			
考			

○ 適用事業所についての諸手続に関するQ&A

Q 事業を開始した時の手続は?

このたび、従業員1名を雇って食品を製造する会社を設立することになりました ので、新規加入の手続を教えてください。

A 労働者を1人でも雇えば、労働保険(雇用保険+労災保険)が適用されますが、貴社の場合は一元適用事業に該当するため、はじめに、事業開始の日の翌日から起算して10日以内に「労働保険保険関係成立届」を、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署に提出します。

上記の手続を行っていただいた後、受理印の押された労働保険保険関係成立届事業主 控及び確認書類等を添えて、「雇用保険適用事業所設置届」と「雇用保険被保険者資格取 得届」を、事業所の所在地を管轄するハローワークに提出することとなります。

また、労働保険料の申告・納付も別途必要となりますのでご注意ください。

(「労働保険関係成立届」の手続を行った後、または同時に手続を行います。)

Q 事業所の名称・所在地を変更した時の手続は?

このたび、当社では社名を変更し、同時に住所も同じ県内の○○市から△△市へ 移転することになりましたので、変更の手続を教えてください。

A 社名(事業所名)や事業所の所在地を変更したときは、変更のあった日の翌日から起算して 10 日以内に、「労働保険名称、所在地等変更届」を事業所の所在地を管轄する労働基準監督署又はハローワークに、「雇用保険事業主事業所各種変更届」を、事業所の所在地を管轄するハローワークに提出します(労働保険事務組合に手続を委託されている場合には、まず労働保険事務組合にご連絡ください。)。

具体的には、

○ 一元適用事業の場合・・・・・

はじめに移転後の所在地を管轄する労働基準監督署へ確認書類等を添えて「労働保険名称、所在地等変更届」を提出します。その後、移転後の所在地を管轄するハローワークへ確認書類等を添えて「雇用保険事業主事業所各種変更届」を提出してください。

○ 二元適用事業の場合・・・・・

雇用保険については、移転後の所在地を管轄するハローワークへ「労働保険名称、 所在地等変更届」、「雇用保険事業主事業所各種変更届」を、労災保険については、 移転後の住所地を管轄する労働基準監督署へ「労働保険名称、所在地等変更届」を 提出してください。

詳細についてはP11をご参照ください。

Q 事業所の設置(廃止)日を誤って届け出た場合は? 先日提出した書類のうち、事業所の設置日を間違えて届け出てしまいました。 この場合の変更手続は可能なのでしょうか。

A 可能です。

訂正の方法については、手続を行ったハローワークへご相談ください。